

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
について

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別記のとおり
制定する。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

伊丹市長 藤 原 保 幸

理 由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 66 号）による地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（令和 3 年政令第 253 号）による地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正に伴うため。

伊丹市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（令和
4年伊丹市条例第 号）

伊丹市国民健康保険税条例（昭和33年条例第26号）の一部を
次のように改正する。

第3条及び第4条の見出し中「基礎課税額に係る」を「基礎課税
額の」に改める。

第5条の見出し中「基礎課税額に係る」を「基礎課税額の」に改
め、同条第1号中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

第6条から第8条までの見出し中「後期高齢者支援金等課税額に
係る」を「後期高齢者支援金等課税額の」に改める。

第15条第1項中「同条」を「その減額後」に改める。

第23条第1号中「第703条の5」を「第703条の5第1項」
に、「この条」を「この項」に改め、同条第2号及び第3号中「第
703条の5」を「第703条の5第1項」に改め、同条に次の1
項を加える。

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日
以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」
という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被
保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき
算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するもの
とした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）
は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、
それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割
額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人につ
いて次に定める額

ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 3, 780
円

イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 6, 300
円

ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 10,080円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 12,600円

- (2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 1,425円

イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 2,375円

ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 3,800円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4,750円

第23条の2中「前条の」を「前条第1項の」に、「同項」を「第3条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に、「「総所得金額」」を「「総所得金額および」」に改め、「第3号において同じ。）」の右に「および」を加える。

附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの規定中「第23条」を「第23条第1項」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例（第5条第1号、第15条第1項及び第23条の改正規定並びに第23条の2の改正規定（「前条の」を「前条第1項の」に、「同項」を「第3条第1項」に、「前条第1号」を「前条第1項第1号」に改める部分に限る。）並びに附則第4項から第6項まで及び第8項から第15項までの改正規定に限る。）による改正後の伊丹市国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。